

【書式 2－1】 債権仮差押命令申立書・当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録

債権仮差押命令申立書

収入印紙

平成 27 年 8 月 2 日

広島地方裁判所民事第 4 部 御中

債 権 者 広 島 一 郎 ㊟

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申 立 て の 趣 旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者らに対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる

第三債務者らは、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならないとの裁判を求める。

申 立 て の 理 由

第 1 被保全権利

1 金銭消費貸借契約の締結

債権者は、平成 26 年 2 月 3 日、債務者に対し、弁済期を平成 27 年 2 月 2 日、利息を年 5 % の割合、遅延損害金を年 10 % の割合と定めて、100 万円を貸し付けた（甲 1，甲 2）。

2 弁済期の経過

債務者は、平成 27 年 2 月 2 日を経過しても、1 の貸付金を弁済しない。

3 まとめ

よって、債権者は、債務者に対し、金銭消費貸借契約に基づき、別紙請求

債権目録記載のとおり、貸付金元本１００万円、平成２６年２月３日から平成２７年２月２日まで年５％の割合による利息５万円及び同月３日から申立ての日である同年８月２日まで年１０％の割合による遅延損害金５万円の請求債権（本件請求債権）を有している。

第２ 保全の必要性

- １ 債務者は、弁済期である平成２７年２月２日を経過しても、債権者に対し、何らの連絡もしなかったことから、債権者は、同年２月末頃から頻繁に、債務者に対し、督促をしたにもかかわらず、言を左右して一向に弁済しなかった（甲３，４の１・２）。
- ２ 債権者の調査では、債務者の住所地の不動産は他人所有であり、債務者所有の不動産は存在せず（甲５の１・２，６），第三債務者らに対して有している別紙仮差押債権目録記載の預貯金債権（本件仮差押債権）の他には見るべき資産が見当たらないところ、債務者の生活状況は逼迫しており、これらもいつ引き出されるか分からない状況にあることが判明した（甲３）。
- ３ 債権者は、債務者に対し、本件請求債権の支払を求めて本案訴訟を提起するために準備中であるが、直ちに本件仮差押債権を仮差押えしておかなければ、後日、本案訴訟で勝訴しても、その執行が不能又は著しく困難になるので、本件申立てに及ぶ。

疎 明 方 法

- 甲１ 金銭消費貸借契約証書
- 甲２ 印鑑登録証明書
- 甲３ 陳述書
- 甲４の１ 催告書（内容証明郵便）
- 甲４の２ 配達証明書
- 甲５の１ 不動産全部事項証明書（土地）
- 甲５の２ 不動産全部事項証明書（建物）

甲 6 ブルーマップ写し

添 付 書 類

1 甲号証 各 1 通

2 固定資産評価証明書 2 通

当 事 者 目 録

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債 権 者 広 島 一 郎

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債 務 者 白 島 次 郎

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

第 三 債 務 者 株 式 会 社 〇 〇 銀 行

代表者代表取締役 横 川 三 郎

(送達先)

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号

第 三 債 務 者 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行

代表者代表執行役 〇 〇 〇 〇

(送達先)

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

広島貯金事務センター

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

第 三 債 務 者 〇 〇 農 業 協 同 組 合

代表者代表理事 己 斐 四 郎

(送達先)

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇農業協同組合〇〇支店

請 求 債 権 目 録

金 2 1 0 万 円

ただし、債権者が、平成 2 6 年 2 月 3 日、債務者に対し、弁済期を平成 2 7 年 2 月 2 日、利息を年 5 % の割合、遅延損害金を年 1 0 % の割合と定めて、貸し付けた貸付金元本 1 0 0 万円、平成 2 6 年 2 月 3 日から平成 2 7 年 2 月 2 日まで年 5 % の割合による利息 5 万円及び同月 3 日から申立ての日である同年 8 月 2 日まで年 1 0 % の割合による遅延損害金 5 万円の合計額。

仮 差 押 債 権 目 録

(第三債務者 株式会社〇〇銀行分)

金 7 0 万円

ただし、債務者が第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで
記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

仮 差 押 債 権 目 録

(第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行分)

金 7 0 万円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（広島貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで
記

- 1 差押えのない預金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常預金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

仮 差 押 債 権 目 録

(第三債務者 ○○農業協同組合分)

金 7 0 万円

ただし、債務者が第三債務者（○○支店扱い）に対して有する下記貯金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで
記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建貯金と外貨建貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建貯金
 - (2) 外貨建貯金（仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 積立式定期貯金
 - (3) 定期積金
 - (4) 通知貯金
 - (5) 貯蓄貯金
 - (6) 納税準備貯金
 - (7) 普通貯金
 - (8) 営農貯金
 - (9) 出資予約貯金
 - (10) 別段預金
 - (11) 当座貯金

4 同種の貯金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。